

◎佐賀県条例第36号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～407の2の4 略					1～407の2の4 略				
407の2の5 <u>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の申請に対する審査</u>	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を申請する者	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録申請手数料	次に掲げる住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 1戸 8,000円 (2) 2戸以上4戸以下 9,000円 (3) 5戸以上9戸以下 11,000円 (4) 10戸以上19戸以下 12,000円	登録申請のとき					

改正前				改正後	
			(5) 20戸以上 29戸以下 13,000円		
			(6) 30戸以上 39戸以下 14,000円		
			(7) 40戸以上 49戸以下 15,000円		
			(8) 50戸以上 99戸以下 17,000円		
			(9) 100戸以上 21,000円		
407の3～494 略				407の3～494 略	
備考 略				備考 略	

附 則
この条例は、公布の日から施行する。